

学校基本調査の変更に関する審査メモ

目次	1
I 計画の変更	
1 調査対象の範囲の変更	2
2 調査票（学校調査票（幼保連携型認定こども園））の新設	
(1) 「3 設置者別」	3
(2) 「4 本園分園別」	4
(3) 「5 認可定員」及び「6 利用定員」	5
(4) 「7 教員数」	7
(5) 「8 職員数」	9
(6) 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」	11
(7) 「11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）」	12
(8) 「12 年齢別在園者数（3号認定）」	13
(9) 「13 修了者数」	14
(10) その他	14
3 調査事項の変更	
(1) 学校施設調査票（高等学校等）	15
(2) 学校調査票（大学）学部学生内訳票	16
(3) 学校経費調査票 A	20
(4) 卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）等	22
(5) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）	22
4 集計事項の変更等	
(1) 調査事項の変更に伴う変更等	24
(2) 地方公共団体の行政ニーズに対応した統計表の新設に伴う変更	24
5 東日本大震災の影響に伴う東北3県の調査票提出期日に係る規定の削除	25
6 平成24年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」への対応状況	25
7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係	27
II 基幹統計の指定の変更（名称の変更）	28

I 計画の変更

1 調査対象の範囲の変更

調査対象の範囲について、幼保連携型認定こども園を調査対象に追加する。

(審査結果)

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）の改正法（以下「認定こども園法一部改正法」という）が、早ければ平成27年4月から施行されることにより、教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）が創設されることとなる。

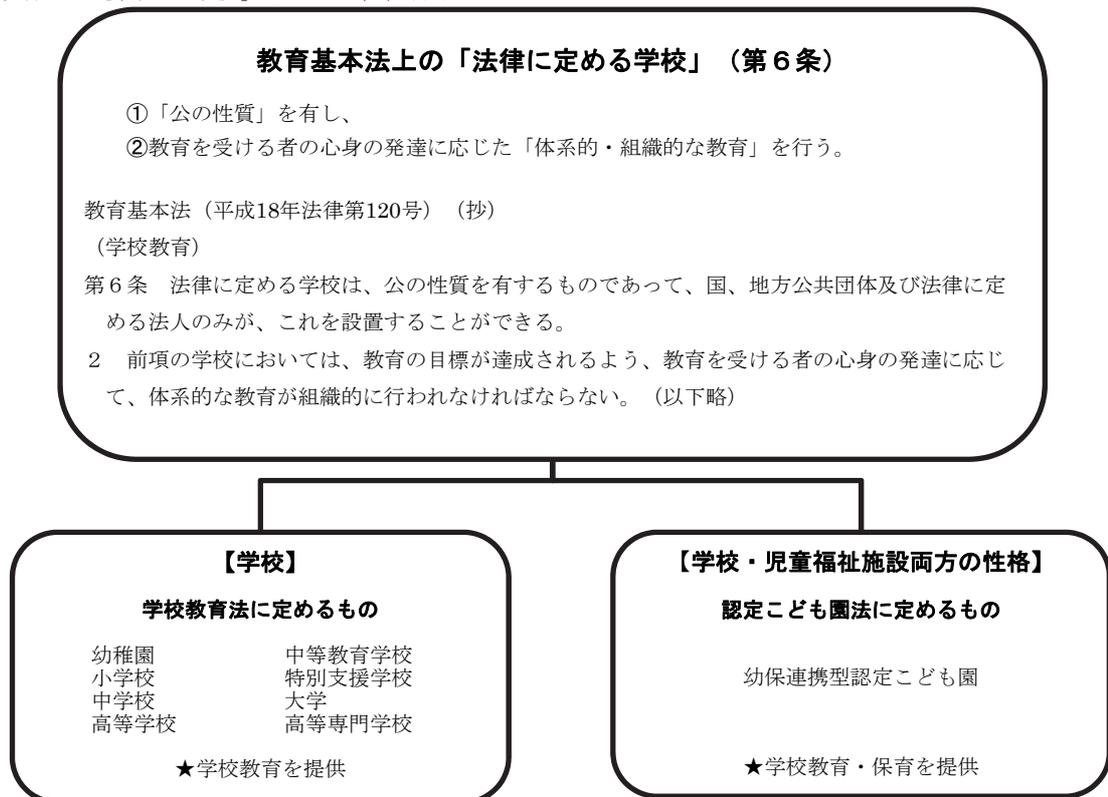
この新幼保こども園は、教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する「法律の定める学校」の一つに位置付けられることから、調査対象に追加するものであり、おおむね適当であるが、以下の点について確認することが必要と考える。

(確認事項)

認定こども園法一部改正法が平成27年4月から施行されることは確実か。施行期日が平成27年度学校基本調査（以下「平成27年度調査」という。）の調査時点（平成27年5月1日）以降となった場合、当該調査における新幼保こども園の取扱いはどのようなものか。

【参考】

図1 新幼保こども園の「学校」としての位置付け



2 調査票（学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設

新幼保こども園については、他の学校種と同様、学校教育行政に必要な基本的事項を把握することが必要であることから、既存の「学校調査票（幼稚園）」をベースとした新た

な調査票として「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」（様式第17号）を新設することとしている。「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」の各調査事項に関する審査結果は以下のとおりである。

(1) 「3 設置者別」

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案	参考（学校調査票（幼稚園））
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">3 設置者別</p> <p>11 国立 31 学校法人立 21 都道府県立 32 財団法人立 22 市（区）立 33 社団法人立 23 町立 34 宗教法人立 24 村立 35 その他の法人立 25 組合立 36 個人立 30 社会福祉法人立</p> <p>〔該当する項の番号を記入する。〕</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※30又は31のうち、公私連携法人としての指定の有無</p> <p>1 有〔該当する項の番号を記入する。〕 2 無</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">3 設置者別</p> <p>11 国立 31 学校法人立 21 都道府県立 32 財団法人立 22 市（区）立 33 社団法人立 23 町立 34 宗教法人立 24 村立 35 その他の法人立 25 組合立 36 個人立</p> <p>〔該当する項の番号を記入する。〕</p> </div>
<p>(注) 「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」案の中の赤線内は、同案の作成に当たりベースとした「学校調査票（幼稚園）」と相違している部分である。項目2においては、以下同じ。</p> <p style="text-align: right;">〔新旧対照表：1 ページ〕</p>	

(審査結果)

本調査事項は、他の学校種に係る学校調査票と同様、学校教育を提供する施設に係る基本的事項として、当該施設の設置者の種別等を把握するために設けることとしているものである。

その選択肢等については、以下の考え方により設定されている。

- ① 新幼保こども園は、認定こども園法一部改正法第 12 条の規定により、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人が設置できるとされていることから、これらの主体に相当する次の選択肢を設定する。
 - ・国（「11 国立」）
 - ・地方公共団体（「21 都道府県立」、「22 市（区）立」、「23 町立」、「24 村立」）
 - ・学校法人（「31 学校法人立」）
 - ・社会福祉法人（「30 社会福祉法人立」）
- ② 認定こども園法一部改正法第 12 条の規定により新幼保こども園の設置主体として認められている者以外の者であっても、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。「以下 24 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の規定により、施行日前日において現に存する幼稚園を設置している者であって一定の要件を満たすものについては、当分の間、当該幼稚園を廃止して新幼保こども園を設置することができる特例があることから、想定される各種の主体に相当する次の選択肢を設定する。
 - ・「25 組合立」、「32 財団法人立」、「33 社団法人立」、「34 宗教法人立」、「35 その他の法人立」及び「36 個人立」

③ 新幼保こども園を設置する場合、現在、公設民営方式による公立保育所から移行するケースが考えられるが、新幼保こども園は法的に「学校」の性格を有するものであり、公立学校の管理・運営を包括的に民間委託することは現行法制上、認められていない。

このため、当該ケースへの対応の観点から、認定こども園法一部改正法第 34 条の規定に基づき、市町村長が、新幼保こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められる法人（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を公私連携法人として指定し、当該法人に土地・建物の譲渡・貸付により支援しつつ、新幼保こども園を運営させる特例措置が設けられている。

こうしたことから、新幼保こども園について、当該特例措置により設置されたものと、その他のものとを区別するため、その設置主体である学校法人又は社会福祉法人が公私連携法人の指定を受けているか否かを把握するための設問を設定する。

こうした本調査事項及び選択肢等の設定については、設置主体の種類別に新幼保こども園の職員体制や運営状況等を分析する上で必要なものと認められることから、適当と考える。

【参考】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成 18 年法律第 77 号)(抄)

(設置者)

第 12 条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)

第 34 条 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。

附 則(平成 24 年法律第 66 号)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第 4 条 施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であつて、次に掲げる要件の全てに適合するもの(国、地方公共団体、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人及び社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人を除く。)は、当分の間、新認定こども園法一部改正法第 12 条の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園(新認定こども園法一部改正法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条及び附則第 7 条において同じ。)を設置することができる。

- 一 新認定こども園法一部改正法第 13 条第 1 項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

2・3(略)

(2) 「4 本園分園別」

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案	参考（学校調査票（幼稚園））					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">4 本園分園別</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1 本園</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> （該当する項の番号を記入する。） </td> </tr> <tr> <td>2 分園</td> </tr> </table>	4 本園分園別		1 本園	（該当する項の番号を記入する。）	2 分園	（学校調査票（幼保連携型認定こども園）案と同じ）
4 本園分園別						
1 本園	（該当する項の番号を記入する。）					
2 分園						

(審査結果)

本調査事項は、新幼保こども園の前身が幼稚園の場合、本園と分園が設置され、それぞれの職員体制や園児数等が同程度となっており、別個に調査することが適当なケースが多いことから、両者を区別するために設けることとしているものである。

これについては、本園と分園との間の人的体制や運営状況の相違等を分析する上で有用なもの認められることから、適当と考える。

(3) 「5 認可定員」及び「6 利用定員」

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案	参考（学校調査票（幼稚園））			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">5 認可定員</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> （募集停止及び在園者がいない場合でも記入する。） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	5 認可定員	（募集停止及び在園者がいない場合でも記入する。）	（学校調査票（幼保連携型認定こども園）案と同じ）
5 認可定員				
（募集停止及び在園者がいない場合でも記入する。）				
.....				

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案	参考（学校調査票（幼稚園））															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">6 利用定員</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">計</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">教育標準時間認定 (1号認定)</th> <th style="text-align: center;">満3歳以上・保育 認定 (2号認定)</th> <th style="text-align: center;">満3歳未満・保育 認定 (3号認定)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="background-color: #cccccc; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	6 利用定員				区 分			計	教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上・保育 認定 (2号認定)	満3歳未満・保育 認定 (3号認定)	（該当事項なし）
6 利用定員																
区 分			計													
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上・保育 認定 (2号認定)	満3歳未満・保育 認定 (3号認定)														
.....													

(審査結果)

「5 認可定員」は、認定こども園法一部改正法に基づき、都道府県知事が新幼保こども園の認可を行うに当たり、教員の配置数及び設備の状況を踏まえ、当該こども園を利用可能な園児数として認定するものである。

また、「6 利用定員」は、新幼保こども園が所在する市町村が、当該こども園に対し財政支援措置として施設型給付費を支給（注1参照）するに当たり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、子どもの区分（注2参照）別に設定することとされている支給対象園児数である。

このうち、認可定員は、新幼保こども園のキャパシティを把握するため、また、利用定員は認可定員内で実際に利用されている園児数を把握するため、設けることとしているも

のであり、これらの調査事項の設定については、就学前教育・保育に係る受給状況の実態把握・分析の上で有用なものと認められるが、更なる検討が必要であると考える。

(論点)

認可定員については、新幼保こども園全体の数としているが、それを利用する園児は、子ども・子育て支援法上、満3歳以上か未満か及び保育を必要とするか否かで3種類に区分されているため、調査結果に基づき就学前教育・保育に係る受給状況の実態把握・分析を行うに当たり、利用定員と同様、園児の区分別の把握が必要ではないか。

(注) 1 施設型給付費は、子ども・子育て支援法上、市町村に新幼保こども園の利用を認定された園児の保護者に支給されることとされているが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てられるよう、新幼保こども園による法定代理受領の仕組みを採ることとされている。

2 新幼保こども園を利用する園児は、子ども・子育て支援法第19条の規定に基づき、次の3種類の者に区分される(下記「参考」参照)。

①満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要としない者(以下「1号認定子ども」という。)

②満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする者(以下「2号認定子ども」という。)

③満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする者(以下「3号認定子ども」という。)

【参考】

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

(支給要件)

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満3歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)

二 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(市町村の認定等)

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(施設型給付費の支給)

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。))又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

明記されているため、職種区分として設定する。

- ③ 「講師」、「その他の教員（教諭等）」及び「教育・保育補助員」は、従来、多くの幼稚園等で配置されている教員であり、認定こども園法一部改正法第 14 条第 2 項の規定により、新幼保こども園に置くことができる「その他必要な職員」に該当するものと認められるため、職種区分として設定する。

こうした本調査事項及び職種区分の設定については、新幼保こども園における人的体制の実態把握・分析の上で有用なものと認められるが、更なる検討が必要であると考えられる。

（論点）

調査対象とする教員は、常勤教員のみとしているが、新幼保こども園による保育の提供時間は、近年の保育施設の不足等の状況を踏まえると長時間になる可能性があることから、常勤の保育担当教員のみでは対応できず短時間勤務の保育担当教員を雇用して対応するケースが生じるものと考えられるため、保育担当教員（保育教諭等）については非常勤教員の把握も必要ではないか。

【参考】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
（平成 18 年法律第 77 号）（抄）

（職員）

第 14 条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が 2 人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。

7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が 2 人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。

8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第 11 項及び第 13 項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

11 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満 3 歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。

12 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。

13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

15 事務職員は、事務に従事する。

16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。

18 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

19 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

(5) 「8 職員数」

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案		参考（学校調査票（幼稚園））																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">8 職員数 (本務者のみ)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">事務職員</th> <th rowspan="2">養護職員 (看護師等)</th> <th rowspan="2">保育士</th> <th rowspan="2">調理員 (用務員・警備員等)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		8 職員数 (本務者のみ)					性別	事務職員	養護職員 (看護師等)	保育士	調理員 (用務員・警備員等)	計	男	女	男						女						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">7 職員数 (本務者のみ)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">事務職員</th> <th rowspan="2">養護職員 (看護師等)</th> <th rowspan="2">用務員・警備員・その他</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		7 職員数 (本務者のみ)				性別	事務職員	養護職員 (看護師等)	用務員・警備員・その他	計	男	女	男					女				
8 職員数 (本務者のみ)																																																	
性別	事務職員	養護職員 (看護師等)	保育士	調理員 (用務員・警備員等)	計																																												
						男	女																																										
男																																																	
女																																																	
7 職員数 (本務者のみ)																																																	
性別	事務職員	養護職員 (看護師等)	用務員・警備員・その他	計																																													
					男	女																																											
男																																																	
女																																																	

〔新旧対照表：4 ページ〕

(審査結果)

本調査事項は、他の学校種に係る学校調査票と同様、学校教育を提供する施設に係る基本的事項として、当該施設の職種別職員数を把握するために設けることとしているものである。

その職種区分については、以下の考え方により設定されている。

- ① 「事務職員」は、認定こども園法一部改正法第 14 条第 2 項の規定により、新幼保こども園に置くことができる職員と明記されているため、職種区分として設定する。
- ② 「養護職員（看護師等）」及び「その他の職員（用務員・警備員等）」は、従来、多くの幼稚園等で配置されている職員であり、認定こども園法一部改正法第 14 条第 2 項の規定により、新幼保こども園に置くことができる「その他必要な職員」に該当するものと認められるため、職種区分として設定する。
- ③ 保育士の登録を受けているものの、子育て支援事業（乳幼児を育てている親子の交流や育児相談等を行う事業）等の教育・保育以外のサービスを担当していることから、保育教諭等が発令されない者がおり、こうした「保育士」も認定こども園法一部改正法第 14 条第 2 項の規定により、新幼保こども園に置くことができる「その他必要な職員」に該当するものと認められるため、職種区分として設定する。
- ④ 現在検討中である新幼保こども園の認可基準では、自園調理を行う場合には「調理員」を必置とすることとされているため、「調理員」を職種区分として設定する。

こうした本調査事項及び職種区分の設定については、新幼保こども園における人的体制の実態把握・分析の上で有用なものと認められるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- ① 調査対象とする職員は、常勤職員のみとしているが、事務職員、養護職員及び保育士の場合、人材の確保が困難であること等のため、非常勤職員を雇用して対応しているケースも考えられ、全体的なマンパワーの把握の観点から、非常勤職員の把握が必要ではないか。

- ② 子育て支援事業など教育・保育以外のサービスを担当している職員を「保育士」という資格区分で把握することは適当か。報告者が調査票への記載に当たり、保育サービスを担当している保育教諭等との間で紛れが生じないか。

【参考】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成 18 年法律第 77 号) (抄)

(職員)

第 14 条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

1 5 事務職員は、事務に従事する。

(職員の資格)

第 15 条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録（第 4 項及び第 39 条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

附 則（平成 24 年法律第 66 号）

(保育教諭等の資格の特例)

第 5 条 施行日から起算して 5 年間は、新認定こども園法一部改正法第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項の登録（第 3 項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(昭和 23 年厚生省令第 63 号) (抄)

(職員)

第 33 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 18 条の 18 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 保育士登録簿は、都道府県に備える。

3 都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、申請者に第 1 項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。

(6) 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案	参考（学校調査票（幼稚園））																																																																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="7">9 「7」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">園長・副園長等・ 主幹保育教諭等・ 保育教諭等</td> <td colspan="4">養護教諭・ 養護助教諭・ 栄養教諭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休職</td> <td>育</td> <td colspan="2">休職</td> <td>育</td> <td rowspan="3">計</td> </tr> <tr> <td>職務上の負傷疾病</td> <td>結核</td> <td>その他</td> <td>職務上の負傷疾病</td> <td>結核</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	9 「7」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）							園長・副園長等・ 主幹保育教諭等・ 保育教諭等			養護教諭・ 養護助教諭・ 栄養教諭				休職		育	休職		育	計	職務上の負傷疾病	結核	その他	職務上の負傷疾病	結核	その他							<table border="1"> <tr> <td colspan="7">8 「6」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">園長・副園長・ 教頭・主幹教 諭・指導教諭・ 教諭・助教諭・ 講師</td> <td colspan="4">養護教諭・養 護助教諭・栄 養教諭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休職</td> <td>育</td> <td colspan="2">休職</td> <td>育</td> <td rowspan="3">計</td> </tr> <tr> <td>職務上の負傷疾病</td> <td>結核</td> <td>その他</td> <td>職務上の負傷疾病</td> <td>結核</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	8 「6」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）							園長・副園長・ 教頭・主幹教 諭・指導教諭・ 教諭・助教諭・ 講師			養護教諭・養 護助教諭・栄 養教諭				休職		育	休職		育	計	職務上の負傷疾病	結核	その他	職務上の負傷疾病	結核	その他						
9 「7」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）																																																																			
園長・副園長等・ 主幹保育教諭等・ 保育教諭等			養護教諭・ 養護助教諭・ 栄養教諭																																																																
休職		育	休職		育	計																																																													
職務上の負傷疾病	結核	その他	職務上の負傷疾病	結核	その他																																																														
8 「6」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）																																																																			
園長・副園長・ 教頭・主幹教 諭・指導教諭・ 教諭・助教諭・ 講師			養護教諭・養 護助教諭・栄 養教諭																																																																
休職		育	休職		育	計																																																													
職務上の負傷疾病	結核	その他	職務上の負傷疾病	結核	その他																																																														

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案	参考（学校調査票（幼稚園））																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">10 「7」及び「8」の本務者のうち 産休代替等教職員数（再掲）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">産休代替 教職員</td> <td colspan="3">育児休業 代替教員</td> </tr> <tr> <td>教諭等・保 育主幹教 諭等</td> <td>助教諭・栄 養教諭等</td> <td>事務職員 等</td> <td>副園長等・保 育主幹教諭 等</td> <td>助教諭・栄 養教諭等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10 「7」及び「8」の本務者のうち 産休代替等教職員数（再掲）					産休代替 教職員		育児休業 代替教員			教諭等・保 育主幹教 諭等	助教諭・栄 養教諭等	事務職員 等	副園長等・保 育主幹教諭 等	助教諭・栄 養教諭等						<table border="1"> <tr> <td colspan="5">「6」及び「7」の本務者の うち産休代替等教職員数（再 掲）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">産休代替 教職員</td> <td colspan="3">育児休業 代替教員</td> </tr> <tr> <td>副園長・教 諭・教頭・主 幹教諭・講 師</td> <td>養護教諭・栄 養教諭等</td> <td>事務職員 等</td> <td>副園長・教 諭・教頭・主 幹教諭・講 師</td> <td>助教諭・栄 養教諭等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	「6」及び「7」の本務者の うち産休代替等教職員数（再 掲）					産休代替 教職員		育児休業 代替教員			副園長・教 諭・教頭・主 幹教諭・講 師	養護教諭・栄 養教諭等	事務職員 等	副園長・教 諭・教頭・主 幹教諭・講 師	助教諭・栄 養教諭等					
10 「7」及び「8」の本務者のうち 産休代替等教職員数（再掲）																																									
産休代替 教職員		育児休業 代替教員																																							
教諭等・保 育主幹教 諭等	助教諭・栄 養教諭等	事務職員 等	副園長等・保 育主幹教諭 等	助教諭・栄 養教諭等																																					
「6」及び「7」の本務者の うち産休代替等教職員数（再 掲）																																									
産休代替 教職員		育児休業 代替教員																																							
副園長・教 諭・教頭・主 幹教諭・講 師	養護教諭・栄 養教諭等	事務職員 等	副園長・教 諭・教頭・主 幹教諭・講 師	助教諭・栄 養教諭等																																					

(審査結果)

本調査事項は、他の学校種に係る学校調査票と同様、学校教育を提供する施設に係る基本的事項として、当該施設の職種別教員数・職員数を把握するに当たり、教員等について、疾病等により休職している教員等や産休者の代替教員等の人数を調査し、より正確なマンパワー等を把握することを目的として設けることとしているものである。

こうした本調査事項の設定については、新幼保こども園における人的体制の実態把握・分析の上で有用なものと認められるが、更なる検討が必要であるとする。

(論点)

- ① 「休職等教員数」中の休職理由の区分として「職務上の負傷疾病」及び「結核」を設けている理由は何か。この調査結果はどのように活用されるのか。
- ② 近年、小中学校の教員においては、うつ病にかかる割合が高いことが問題になっているが、就学前教育施設（幼稚園等）では同様の状況が発生していることはないか。

仮に発生している場合、休職理由の区分として「精神疾病」等を設ける必要はないか。

③ 「休職等教員数」の区分として「育児休業」が設けられているが、「介護休業」は必要ないのか。また、休職等教員数の区分として、「産休代替等教職員数」との関係で「産休」を設ける必要はないのか。

④ 「産休代替等教職員数」の区分として「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」が設けられているが、「介護休業教職員」は必要ないのか。

(7) 「11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）」

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案														
11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定） ※学級ごとに1段ずつって記入する。														
学級名	年 齢											計		
	3 歳 児			4 歳 児			5 歳 児			計				
	0～2	本年度入園		前年度間入園		0～2	3歳児	4歳児	0～2		3歳児		4歳児	5歳児
	歳児	平成24年4月2日～平成24年5月1日	平成23年4月2日～平成24年4月1日	平成23年4月2日～平成24年4月1日	歳児	(本年度)	歳児	3歳児	4歳児		(本年度)		5歳児	
入園	生まれ	生まれ	生まれ	入園	入園	入園	入園	入園	入園	入園				
組	4	0	1	0										

参考（学校調査票（幼稚園））									
10学級別年齢別在園者数（学級ごとに1段ずつって記入する。）									
学級名	年 齢								計
	3 歳 児			4 歳 児		5 歳 児			
	本年度入園		前年度間入園	3歳児	4歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
	平成 年4月2日～平成 年5月1日	平成 年4月2日～平成 年4月1日	平成 年4月2日～平成 年4月1日	(本年度)	(本年度)	入園	入園	(本年度)	
生まれ	生まれ	生まれ	入園	入園	入園	入園	入園		
組	4	0	1	0					

(審査結果)

新幼保こども園において、満3歳以上の小学校就学前の子ども（保育を必要としない1号認定子ども及び保育を必要とする2号認定子ども）に対して教育を行うに当たっては、現行の幼稚園での教育方法を踏まえ、現在検討中である新幼保こども園の認可基準において、①教育時間は、1号認定子ども及び2号認定子どもを一体的に学級編成することを基本とすること、②学級編成は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編成を原則とすることとされている。

本調査事項は、上記認可基準に基づき、新幼保こども園において実施する教育の対象となる園児の年齢等別の学級別園児数を把握するために設けることとしているものである。

当該把握に当たっては、学級別園児数について年齢別のみならず、平均在園年数を算出することを目的に入園時期別にも調査することとしている。

これについては、新幼保こども園における教育サービスの提供状況の実態把握・分析の

上で有用なものと認められるが、更なる検討が必要であるとする。

(論点)

本年度入園以外の園児については、新幼保こども園の前身の施設に入所した者を記入するのか。前身の施設に入所した者を記入する場合、前身の施設は必ずしも幼稚園だったとは限らず、教育サービスを受けていなかったケースも考えられ、前身の施設に入所した者の人数から平均在園日数を算出しても十分な活用ができないのではないか。

(8) 「12 年齢別在園者数 (3号認定)」

学校調査票 (幼保連携型認定こども園) 案		参考 (学校調査票 (幼稚園))																		
<p>12 年齢別在園者数 (3号認定) ※4月1日現在の満年齢により記入。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計</th> <th>0 歳</th> <th>満 1 歳</th> <th>満 2 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(再掲) 男</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(再掲) 女</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		計	0 歳	満 1 歳	満 2 歳	計				(再掲) 男				(再掲) 女				(該当事項なし)		
計	0 歳	満 1 歳	満 2 歳																	
計																				
(再掲) 男																				
(再掲) 女																				

(審査結果)

本調査事項は、新幼保こども園において保育のみを行う満3歳未満の小学校就学前の子ども (保育を必要とする3号認定子ども) について、年齢別園児数 (注参照) を把握するために設けることとしているものである。

これについては、新こども園における保育サービスの提供状況の実態把握・分析の上で有用なものと認められ、おおむね適当であるが、以下の点について確認することが必要と考える。

(注) 3号認定子どもについては、教育が行われないため、学級編成を要しない。

(確認事項)

3号認定子どもについて年齢別に把握する理由は何か。この調査結果は具体的にどのように活用されるのか。

(9) 「13 修了者数」

学校調査票（幼保連携型認定こども園）案			参考（学校調査票（幼稚園））		
13 修了者数 (平成27年3月修了者)			11 修了者数 (平成 27 年 3 月修了者)		
男	女	計	男	女	計

(審査結果)

本調査事項は、調査時点の直近に新幼保こども園を修了した者を把握するために設けることとしているものである。

これについては、新幼保こども園における教育・保育サービスの提供状況の実態把握等の上で有用なもの認められるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

平成 27 年度調査においては、本調査事項において、平成 27 年 3 月修了者を把握することになるが、平成 27 年 3 月時点では新幼保こども園ではなく、前身の施設であり、その施設は必ずしも幼稚園だったとは限らないため、当該修了者は教育サービスを受けていた者と受けていない者が混在していることが考えられるが、こうしたサービスの受給状況を把握する必要はないのか。

こうした状況を把握しない場合、例えば、小学校第 1 学年児童に占める小学校就学前に教育を受けた者の比率など学校教育行政に必要なデータが得られないのではないのか。

(10) その他（論点）

新幼保こども園は、24 年改正法附則第 3 条の規定に基づく経過措置により、認定こども園施行当初は現行の幼保連携型認定こども園（注参照）が移行する形で設立されるケースが大部分であるものの、時間の経過とともに、幼稚園、保育所等から移行するケースも増えていくものと考えられる。

また、保育施設の不足による待機児童の解消のためには、既存の保育所から新幼保こども園への移行状況や、それに伴う保育サービスの供給量の変化の実態を的確に把握する必要があることから、新幼保こども園が設立された場合、その前身がどのような施設であったのかは重要な情報であると考えられる。

これらの点を勘案すると、学校調査票（幼保連携型認定こども園）において、新幼保こども園の前身の施設がある場合、当該施設の種類（幼稚園、保育所等）を把握するための調査事項を設ける必要があるのではないのか。

(注) 現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園の部分は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく認可、保育所の部分は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく認可によるもので、指導監督

や財政支援措置も別制度となっており、認定こども園法一部改正法という一つの法律に基づくもので、指導監督や財政支援措置も一本化される新幼保こども園とは異なっている。

3 調査事項の変更

(1) 学校施設調査票（高等学校等）（様式第19号）

ア 学校種別への新幼保こども園の追加

「5 学校種別」欄の選択肢に「8 幼保連携型認定こども園」を追加する。

変更案	現行																
<p>5 学 校 種 別</p> <table border="0"> <tr> <td>1 小学校</td> <td>5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2 中学校</td> <td>6 専修学校</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校</td> <td>7 中等教育学校</td> </tr> <tr> <td>4 特別支援学校</td> <td>8 幼保連携型認定こども園</td> </tr> </table> <p>〔該当する項の番号を記入する。〕</p>	1 小学校	5 幼稚園	2 中学校	6 専修学校	3 高等学校	7 中等教育学校	4 特別支援学校	8 幼保連携型認定こども園	<p>5 学 校 種 別</p> <table border="0"> <tr> <td>1 小学校</td> <td>4 特別支援学校</td> </tr> <tr> <td>2 中学校</td> <td>5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校</td> <td>6 専修学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 中等教育学校</td> </tr> </table> <p>〔該当する項の番号を記入する。〕</p>	1 小学校	4 特別支援学校	2 中学校	5 幼稚園	3 高等学校	6 専修学校		7 中等教育学校
1 小学校	5 幼稚園																
2 中学校	6 専修学校																
3 高等学校	7 中等教育学校																
4 特別支援学校	8 幼保連携型認定こども園																
1 小学校	4 特別支援学校																
2 中学校	5 幼稚園																
3 高等学校	6 専修学校																
	7 中等教育学校																

〔新旧対照表：8ページ〕

(審査結果)

新幼保こども園の創設に伴い、他の学校種と同様、学校教育行政に必要な基本的事項として、新幼保こども園の施設の概要を把握する必要があることから、「学校施設調査票（高等学校等）」の調査対象に加え、同票の「5 学校種別」欄の選択肢に「8 幼保連携型こども園」を追加することとしている。

これについては、新幼保こども園の施設の実態把握等に有用なものと認められるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

(後述「7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係」参照)

イ 私立幼稚園の設置者種別への新幼保こども園の追加等

「7 私立幼稚園の設置者別」の調査対象として新幼保こども園を追加し、調査事項名を「7 私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別」に変更するとともに、社会福祉法人が新幼保こども園の設置者となり得ることから、選択肢に「2 社会福祉法人立」を追加する。

変更案	現行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 私立の幼稚園 又は幼保連携型 認定こども園の 設置者別</p> <p>1 学校法人立</p> <p style="border: 2px solid red;">2 社会福祉法人立</p> <p>3 その他の法人立</p> <p>4 個人立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 該当する項の番号を記入する。 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 私立幼稚園の 設置者別 (私立幼稚園のみ)</p> <p>1 学校法人立</p> <p>2 その他の法人立</p> <p>3 個人立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 該当する項の番号を記入する。 </div> </div>

[新旧対照表：9ページ]

(審査結果)

新幼保こども園を学校施設調査票（高等学校等）の調査対象に加えることに伴い、「7 私立幼稚園の設置者別」の調査対象として新幼保こども園を追加するとともに、社会福祉法人が新幼保こども園の設置者となり得る（前述2-(1)-ア参照）ことから、選択肢に「2 社会福祉法人立」を追加することとしている。

これについては、新幼保こども園の施設の実態把握等に有用なものと認められるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

新幼保こども園の設置者の種別については、今回、新設する「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」で把握することとされており（前述2-(1)-ア参照）、これとは別に、「学校施設調査票（高等学校等）」で改めて、当該種別を把握する理由は何か。

(2) 学校調査票（大学）学部学生内訳票（様式第8号）

ア 年齢別入学者数の追加等

入学者数に関し、「年齢別入学者数」を追加し、「高等学校卒業年度別入学者数等」を削除するとともに、「5 学科別学生数」欄に「入学志願者数」を追加する。

変更案																							
9 年齢別入学者数 (8の再掲) <small>(注) 9月1日現在の年齢とする。</small>	年齢区分	17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～60歳	61歳以上	計	
		男	1																				
		女	2																				
現行																							
(新規)																							

変更案

(削除)

現行

9 入 学 状 況	高等学校 卒業年度	平成 年3月高校卒		平成 年3月高校卒		平成 年3月高校卒		平成 年3月高校卒		平成 年3月以前高校卒	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
入学志願者数	1										
入学者数	2										

変更案

5 学科別学生数	符号	1 年次		略	6 年次		計	入学状況			
		男	女		男	女		7 入学志願者数		8 学科別入学者数	
学科								男	女	男	女

現行

9 入 学 状 況	高等学校 卒業年度	平成 年3月高校卒		平成 年3月高校卒		平成 年3月高校卒		平成 年3月高校卒		平成 年3月以前高校卒	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
入学志願者数	1										
入学者数	2										

〔新旧対照表：10～11 ページ〕

〔同様の変更〕 本科学学生内訳票〔新旧対照表：13～14 ページ〕

(審査結果)

本調査事項の変更は、社会人学生の入学状況等を把握するためのものであり、各変更内容に関する審査結果は以下のとおりである。

【「年齢別入学者数」の追加及び「高等学校卒業年度別入学者数等」の削除】

社会人学生に関しては、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、日本の産業基盤の強化方策の一つとして、人材力の強化の観点から、「社会人の学び直しの推進」が重要課題の一つとして位置付けられたことから、その実態に関する情報を得ることが求められている。

このため、大学学部等への入学者数の把握に当たり、「高等学校卒業年度別入学者数・入学志願者数」を削除し、これに代わり「入学時年齢別入学者数」を追加することとしている。

これについては、今後の社会人の学び直しの推進に資するものと認められるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- ① 「入学時年齢別入学者数」の年齢区分について、18 歳から 29 歳までは各歳別、30 歳から 60 歳までは 5 歳階級別等で問題はないか。
- ② 今回削除される「高等学校卒業年度別入学志願者数」に関する調査結果は、従前どのように利用されていたのか。今回の削除により把握されなくなるが問題はないか。

【「5 学科別学生数」欄への「入学志願者数」の追加】

現在、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）では、加盟各国が経済発展に効果的な高等教育の提供方を検討するに当たり参考となる指標（高等教育の提供が労働市場にもたらす付加価値に関する指標等）の開発を検討しており、当該開発に必要な加盟国における高等教育の需給バランス（入学志願者数と入学定員との関係）に関するデータを得るため、平成 27 年後半に加盟国に対する調査を行う予定である。

こうしたことから、OECD の調査に対応し OECD に上記データを提供することができるよう、現在、学校基本調査で調査していない学科別入学志願者数を把握するため、「5 学科別学生数」欄へ「入学志願者数」を追加することとしている。

これについては、高等教育の提供方策に関する国際比較に資するものであり、また、我が国における今後の高等教育に関する各種施策の検討にも寄与するものと認められることから、適当であると考えます。

【参考】

○「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

第Ⅱ 3つのアクションプラン

一 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤若者・高齢者等の活躍推進

○若者の活躍推進

・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

○教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）

Ⅱ我が国の教育の現状と課題

(1) 第 1 期計画の成果と課題

②高等学校進学以降の段階における現状と課題

（高等教育段階）

・・・各大学等の自主性・自立性を旨としつつも、全ての大学等、全ての関係者間で社会の期待とそれに応える責務を認識・共有した上で、学生の主体的な学びの確立のため、教育を質的に転換することが必要である。そのためには、・・・加えて、社会人や留学生などの多様な主体の受入れを積極的に進め、社会や学修者の要請に応えることも求められる。

(2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組

成果目標 2（課題探求能力の修得）

【成果指標】

⑤社会人入学者の倍増

(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

基本施策 1 3 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

【主な取組】

1 3-5 社会人の学び直しの機会の充実

・スキルアップ・職種転換などのキャリアアップや再就職（出産等により一度離職した女性の再就職など）などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。

イ 留学生の入学者数の追加

「9 年齢別入学者数」欄に、再掲として「留学生の入学者数」を追加する。

変更案										
9 年齢別入学者数 (8の再掲) <small>(注) 5月1日現在の年齢とする。</small>	年齢区分		17歳以下	略	61歳以上	計	計のうち再掲1			計のうち再掲2
	男	1					外国の学 校卒	専修学校 高等課程	その他(高 卒認定等)	留学生
							女	2		

現行

(新設)

〔新旧対照表：12 ページ〕
〔同様の変更〕 本科学士内訳票〔新旧対照表：15 ページ〕

(審査結果)

外国人留学生に関しては、「日本再興戦略」において、日本の産業基盤の強化方策の一つとして、人材力の強化の観点から、「優秀な外国人留学生の受入れの促進」や「留学生30万人計画の実現」が重要課題の一つとして位置付けられたことから、その実態に関する情報を得ることが求められているため、「9 年齢別入学者数」欄に、再掲として「留学生の入学者数」を追加することとしている。

これについては、外国人留学生の受入れの促進等に資するものと認められるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- ① 外国人留学生の中には、3か月から半年程度までの短期留学のケースもあり、一時点の調査では実態を十分に把握することができないのではないかと。
- ② 諸外国の大学等では9月入学が通常であることから、外国人留学生も9月入学が多いため、調査事項の設計に工夫が必要ではないかと。

【参考】

○ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)

第Ⅱ 3つのアクションプラン

一 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦ グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。

また、産業構造の変化に対応した学び直し等の機会を拡大する。

○ 意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・ 留学機会の確保と併せ、優秀な外国人留学生獲得のための海外の重点地域を選定し、大学等の海外拠点の強化や支援の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

(3) 学校経費調査票 A (様式第22号)

ア 学校独自の収入の選択肢の追加

「5 寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳として、「5のうち、地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ）」を追加する。

変更案				現行			
学 校 等 の 区 分		大 (a) 学		学 校 等 の 区 分		大 (a) 学	
※符 号				※符 号			
項 目 名		1 1		項 目 名		1 1	
5 学 校 独 自 の 収 入	1 授 業 料			5 学 校 独 自 の 収 入	1 授 業 料		
	2 入 学 金・検 定 料 (入 学 試 験 料)				2 入 学 金・検 定 料 (入 学 試 験 料)		
	3 附 属 病 院 収 入				3 附 属 病 院 収 入		
	4 農 場 , 演 習 林 収 入				4 農 場 , 演 習 林 収 入		
	5 寄 付 金 収 入・産 学 連 携 等 研 究 収 入				5 寄 付 金 収 入・産 学 連 携 等 研 究 収 入		
	5のうち、地方公共団体からの寄付収入(国立大学法人のみ)				6 そ の 他 の 収 入		
6 そ の 他 の 収 入			計				

[新旧対照表：16 ページ]

(審査結果)

平成 23 年 11 月 30 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）が施行され、これに伴い「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）の一部改正が行われた結果、地方公共団体から国等（国立大学法人を含む。）に対する寄付金等の支出については、従来の原則禁止が改められ、地方公共団体が自主的に判断できることとなった。

こうしたことから、当該支出を把握するため、「5 寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳として、「5のうち、地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ）」を追加することとしている。

これについては、学校経費のより詳細な把握を可能とするものであるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- ① 当該追加により把握される地方公共団体からの寄付収入に関する実態については、公教育費の国と地方の負担割合の算出に活用するとのことだが、当該算出の目的は何か。
- ② 当該算出は、地方教育費調査（文部科学省所管の一般統計調査）などの寄付金の支出側（地方公共団体）からの情報を用いることで可能ではないか。

【参考】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）
（平成 23 年法律第 105 号）

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第 16 条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

【参考】改正前の旧地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条本文
(国等に対する寄附金等)

第5条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)若しくは国立大学法人等(国立大学法人法(平成15年法律第102号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用期間法人をいう。以下この条において同じ。)又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構(以下この条において「会社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。)を支出してはならない。

イ 公立学校の補助金の内訳区分の追加

「6 公立学校の補助金」の内訳区分として、「市町村」を追加する。

変更案		
★ 公立学校の 6 補助金	国	千円
	都道府県	千円
	市町村	千円
現行		
★ 公立学校の 6 補助金	国	千円
	都道府県	千円

[新旧対照表：17 ページ]

(審査結果)

公立大学法人では、国、都道府県からの補助金のほか、市町村からも補助金を受けているケースがあるが、その実態が把握されていないため、「6 公立学校の補助金」の内訳区分として、「市町村」を追加することとしている。

これについては、学校経費のより詳細な把握を可能とするものであるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- ① 当該追加により把握される市町村からの補助金収入に関する実態については、公教育費の国と地方の負担割合の算出に活用するとのことだが、当該算出の目的は何か。
- ② 当該算出への活用ということであれば、内訳区分として「市町村」を追加するのではなく、既存の内訳区分である「都道府県」を「都道府県・市町村」又は「地方公共団体」に変更すれば良いのではないか。
- ③ 当該算出は、地方教育費調査(文部科学省所管の一般統計調査)など補助金の支出側(地方公共団体)からの情報を用いることで可能ではないか。

(平成 25 年度学校基本調査の結果) など障害者の就職は依然として厳しい状況が続いており、障害者の雇用対策のより一層の改善を検討する必要があることから、その基礎資料として障害者の就労実態をより正確に把握するため、「社会福祉施設等入所、通所者」中の「障害者支援施設等」の内訳として、就労しているとみなすことが可能な「就労系支援事業利用者」を把握する事項を追加することとしている。

これについては、今後の障害者の雇用対策の検討に資するものと認められるが、更なる検討が必要であると考え。

(論点)

- ① 特別支援学校では、その卒業生であり、かつ障害者支援施設(注2参照)等に入所した者について、就労系支援事業を利用しているか否かを十分に把握しているのか。
- ② 就労系支援事業の利用状況について、関係市町村では把握されていないのか。把握されている場合、関係市町村から行政記録情報等の提供を受けることで代替することはできないか。
- ③ 就業系支援事業利用者数に関する調査結果については、具体的にどのように利活用される予定なのか。
- ④ 就業系支援事業には、通常の雇用契約に基づく就労が可能な障害者が利用する「就労継続支援(A型)」や通常の雇用契約に基づく就労が困難な障害者が利用する「就労継続支援(B型)」など、事業により利用可能な障害者の障害の程度が異なるものがある(下記参考参照)が、こうした点を勘案せず、就業系支援事業利用者全体の数のみを把握しても、調査結果の利活用上、支障がないのか。

(注) 1 「特別支援学校」とは、学校教育法に基づき、障害者等が「中学校、高等学校等に準じた教育を受けること」及び「生活上又は学習上の困難を克服し自立が図られること」を目的として設置される学校である。

2 「障害者支援施設」とは、障害者総合支援法第5条の12の規定に基づき、障害者に対して、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を、また、昼間は「生活介護」などを行う社会福祉施設である。

【参考】障害者総合支援法(平成17年法律第123号)(抄)

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、(略)

【参考】就労系支援事業の内容

・「就労移行支援」…就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

・「就労継続支援(A型)」…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

・「就労継続支援(B型)」…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(出典：厚生労働省ホームページ)

4 集計事項の変更等

(1) 調査事項の変更等に伴う変更

学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設及び既存調査票の調査事項の変更に伴い、集計事項（統計）の変更を行う。

（審査結果）

学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設や既存調査票の調査事項の変更に伴い、調査結果により作成される集計事項（統計）の充実が図られることは、政策課題を検討するために有用な情報が提供されることであり、また、研究者等の利用ニーズにも応えることになる。

しかしながら、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等については、集計表の有用性の確保等の観点から確認・検討が必要であると考えられる。

（論点）

各調査票による調査結果で作成される集計表について、特に以下の観点からの検討が必要である。

- ① 学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。新幼保こども園の実態を把握する上で十分なものとなっているか。また、学校教育行政及び保育行政の上で必要な幼稚園及び保育所との比較が可能なものとなっているか。
- ② 既存調査票の調査事項の変更に伴い、当該変更に関係する集計表の表章（様式）は具体的にどのように変更されるのか。統計の有用性の向上の観点から、表章を見直す余地はないか。また、当該変更によりこれまで作成されてきた集計表の一部が削除される場合、時系列の確保の観点から問題はないか。

(2) 地方公共団体の行政ニーズに対応した統計表の新設に伴う変更

地方公共団体における行政ニーズを踏まえ、新たに小中学校の教務主任等の数に係る市町村別集計表を作成する。

（審査結果）

現在、学校調査票（小学校）及び同（中学校）による調査結果で作成されている①教務主任等（注1参照）の数、②産休代替教員数等、③単式学級（注2参照）児童数、④複式学級（注2参照）児童数、⑤特別支援学級（注3参照）児童数に係る集計表は、全国及び都道府県別表章によるものとなっている。

しかしながら、当該集計表については、地方公共団体において、教員体制の充実や学級編成の見直し等のため市町村別表章によるものに対するニーズが強く、多くの地方公共団体（年間100団体以上）は、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づく調査票情報の目的外使用により、市町村別集計表を作成している状況である。

こうした状況に鑑み、当該集計表について、新たに市町村別表章によるものを作成することとしている。

これについては、地方公共団体における学校行政に資するものであり、おおむね適当であるが、以下の点について確認することが必要と考えられる。

(確認事項)

当該集計表について市町村別表章によるものを作成した場合、人口規模の小さな市町村においては報告者（学校）が特定されるおそれがあるが、報告者が特定されることを防ぐためにどのような措置を取ることとしているか。

- (注) 1 「教務主任等」とは、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 44 条等の規定に基づき当該職務（教務主任の場合、教育計画の立案その他教務に関する事項の連絡調整、及び指導・助言）を行う教員をいう。
2 「単式学級」とは同学年の児童生徒で編成されている学級、「複式学級」とは 2 以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

5 東日本大震災の影響に伴う東北 3 県の調査票提出期日に係る規定の削除

調査計画における「13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）」中の「「報告を求める期間」の変更」を削除する。

(審査結果)

平成 23 年の東日本大震災の被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県（以下「東北 3 県」という。）については、平成 23 年学校基本調査の実施時に、報告者や経由機関である市町村への震災の影響に鑑み、報告者のうち初等中等教育機関に関し、調査票を提出する期日を、「8 月 1 日以降から 10 月 31 日までの間で都道府県知事又は市町村長が定める期日」と他の都道府県の場合（調査期日以降から 6 月 25 日までの間で都道府県知事又は市町村長が定める期日）より遅い時期に変更した。

しかしながら、現在は、東北 3 県においても他の都道府県と同様の日程で学校基本調査を実施することが可能となったため、調査計画から東北 3 県の調査票提出期日に関する規定を削除することとしている。

これについては、学校基本調査の実施に当たっての東日本大震災の影響が解消されたことによる変更であることから、適当であると考えます。

6 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」への対応状況

〔平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の審査において付された今後の課題〕

「卒業後の状況調査票（中学校、中等教育学校及び高等学校）」において、「就職者」欄を「正規の職員・従業員、自営業主等」及び「正規の職員等でない者」に分割すること

(審査結果)

本調査については、平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）に係る総務省の承認時（平成 23 年 7 月 11 日承認）において、近年の企業間競争の激化や就労意識の多様化等に伴い非正規雇用者が増加していることを踏まえ、若年者雇用問題の検討に資するデータを得る必要性が高いと判断されたことから、中学校、中等教育学校及び高等学校の卒業生の就業形態を正規・非正規別に把握することが「今後の課題」として付されている。

これを踏まえ、文部科学省は、当該課題への対応を検討した結果、今回の調査計画の変更において、中等教育学校及び高等学校の卒業生については、下記のとおり、「就職者」を「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割することとしている。

【参考】

- ①正規の職員・従業員とは、雇用の期間の定めのない者として就職した者
- ②自営業主等とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者
- ③正規の職員でない者（雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者）とは、雇用の期間が1年以上で期間の定めがある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね40～30時間程度の者
- ④一時的な仕事に就いた者（雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者）」とは、臨時的な収入を得る仕事に就いた者であり、雇用の期間が1年未満又は雇用期間の長さにかかわらず短時間勤務の者

（出典：学校基本調査の手引き）

7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係

新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しており、社会福祉施設等調査（厚生労働省所管の一般統計調査）においても調査対象となる予定である。

このため、学校基本調査と社会福祉施設等調査では調査目的や調査期日が異なるものの、報告者が両調査に回答する際の負担軽減について、その負担状況も踏まえつつ、文部科学省と厚生労働省の連携による方策を検討する必要がある。

（審査結果）

新幼保こども園は、教育基本法に規定する「学校」である（前述 I-1 参照）と同時に、児童福祉法第7条の規定に基づく児童福祉施設の性格も有している。こうした児童福祉施設については、当該施設を所管する厚生労働省が、従来から、毎年1回（調査期日は10月1日現在）、社会福祉施設等調査（一般統計調査）を実施し、施設の職員体制、利用者数、施設の概要等を調査している。

このため、今回、新幼保こども園の創設に伴い、平成27年度以降、本調査において5月1日現在における新幼保こども園の教職員や在園者等の実態が調査されることになる一方、厚生労働省が実施する社会福祉施設等調査においても、同一年の10月1日現在における新幼保こども園の職員体制、利用者数等が調査される予定（現時点では調査事項の詳細は未定）である。

調査期日は、それぞれの省において、

- ・他の学校及び施設との比較・分析の観点
- ・制度改正前後における従来データとの比較検証の必要性
- ・予算要求事務
- ・関係施策の検討・遂行
- ・調査実務のスケジュール 等

を理由とし、どちらか一方の期日に合わせることは困難としている。

しかし、報告者が両調査に回答する際の負担軽減方策として、例えば調査事項について、以下の点などを検討する必要があると考える。

（論点）

1. 教員数（従事者数）

「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」で把握される新幼保こども園の保育関係教員（保育教諭等）や職員（保育士）と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる保育士との関係はどのようなことになるのか。調査事項を工夫し、デ

一タ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。（幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者に関する保育教諭の資格に関する経過措置の影響、常勤換算の把握の問題等）

2. 在園者数（在所児数）

「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」で把握される新幼保こども園の在園者数のうち2号認定子ども及び3号認定子ども（いずれも保育を必要とする者）の人数と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる在所児数との関係はどのようなことになるのか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。（在園者の学年齢と満年齢の相違の問題等）

3. 建物の状況

「学校施設調査票（高等学校等）」で把握される新幼保こども園の建物面積等と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる建築延面積等との関係はどのようなことになるか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。

（参考）

学校基本調査及び社会福祉施設等調査の概要

	学校基本調査 (文部科学省所管基幹統計調査)	社会福祉施設等調査 (厚生労働省所管一般統計調査)
調査目的	学校教育行政に必要な学校に関する基本的な事項を明らかにすること	全国の社会福祉施設等を対象に、施設の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ること
調査周期	毎年	毎年
調査期日	毎年5月1日現在	毎年10月1日現在
調査対象	学校教育法に規定する学校等(56,700校等)及び市町村教育委員会(約1,700)	児童福祉法による児童福祉施設(保育所等)など各種の社会福祉施設(約50,300)
調査事項	学校数、学級数、幼児・児童・生徒又は学生の数、教職員数、学校施設等	施設の数、在所者、従事者の状況等
調査方法	郵送又はオンラインによる自計報告	郵送

II 基幹統計の指定の変更（名称の変更）

「学校基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である学校基本調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「学校基本調査」から適切な名称（案：学校基本統計）に変更する。

（論点）

基幹統計調査は、公的統計の中核をなす「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査であるため、報告者に対して報告義務を課しており、また、調査の結果は当該基幹統計の全部又は一部として公表される。

こうしたことから、学校基本調査の結果により作成される基幹統計の名称については、紛

れが生じないよう適切な名称とすべきであり、既存の基幹統計の名称との関係や、報告者及び利用者への分かりやすさを踏まえ検討する必要がある。

こうした点を踏まえ、当該名称として「学校基本統計」といった名称はどうか。